

推薦上の留意事項

平成25年 4月 1日一部改定
平成27年12月15日一部改定
平成29年 3月10日一部改定
令和 2年 7月29日一部改正
令和 4年 3月11日一部改訂

推薦は、当該年度4月1日現在における下記に掲げる要件に留意して行うものとする。

【生涯スポーツ優良団体】

1. 共通留意事項

- (1) 会員は自発的加入によるものであって、会員数は少なくとも10人以上であること。
- (2) 設立後少なくとも5年以上を経過していること。
- (3) 所在地郡市体育・スポーツ協会の表彰歴があること。
ただし、表彰制度がない郡市体育・スポーツ協会の場合は、所属町体協等の表彰歴があればよい。
- (4) 推薦にあたっては、3団体以内を推薦することができる。

2. 各項目の留意事項

- (1) スポーツクラブ
スポーツの愛好者が自主的に集い、集団として組織的・継続的にスポーツ活動を行っている単一の団体「活動体」であり、クラブの活動がその地域又は職域のスポーツ振興に貢献しているとともに、他のクラブの範に足るものであること。
また、本会もしくは加盟各郡市体育・スポーツ協会の加盟団体の傘下にあること。
- (2) スポーツクラブ以外の団体（スポーツ少年団を含む）
複数のスポーツクラブやスポーツ愛好者等を組織化した統括的上部団体「組織体」であり、組織的にスポーツ活動を行っているとともに、当該団体内においてスポーツ活動があまねく普及していること。
ただし、本会加盟団体及び本会加盟団体傘下（郡市体・スポ協における町体育協会、郡市町競技団体）にある団体は対象外とする。
- (3) その他、特に本会が認めるもの

【スポーツ功労者】

1. 共通留意事項

- (1) 年齢が50歳以上の者であること。
- (2) 10年以上スポーツの普及振興のために企画指導に当たっている者であること。

2. 各項目の留意事項

(1) 県を単位とする種目別競技団体（県競技団体）

県競技団体の普及・振興に尽力し、現在も県競技団体の役職の地位にある者で、特に功績があった者について、原則として1名とする。ただし、名誉会長・名誉顧問等の名目的役職の地位にある者は認めないが、元会長職にあつては、退任後3年以内は推薦することができる。

なお、教員の学校教育活動の一環として部活動に当たった指導歴は、推薦書に記載しない。

(2) 県を単位とする学校体育団体（県高体連、県中体連、県高野連）

県高体連、県中体連、県高野連のいずれかの普及・振興に尽力し、特に功績があった者について、原則として1名とする。ただし、教員を退職した者または退職をする年に当たる者で、推薦団体の表彰歴があること。

(3) 郡市を単位とする総合的スポーツ団体（郡市体育・スポーツ協会）

郡市体育・スポーツ協会及び地域スポーツの普及・振興に尽力し、現在も役職の地位にあり、推薦団体の表彰歴がある者で、特に功績があった者について、原則として3名以内とする。ただし、名誉会長・名誉顧問等の名目的役職の地位にある者は認めないが、元会長職にあつては、退任後3年以内は推薦することができる。

なお、業務の一環として関係団体に携わっている者は含めない。

(4) 県スポーツ少年団

スポーツ少年団の普及・振興に尽力した者について、原則として3名以内とする。

(5) その他、特に本会が認めるもの。

【優秀指導者】

(1) 優秀な成績を収めた指導者

当該年度において、権威ある全国大会（スポーツ協会・競技団体・学校体育関係団体等の主催）で、優勝又は準優勝の成績を収めた個人・団体の指導者を対象とし、年齢・表彰歴については問わない。（招待による大会や自由参加の大会は、推薦対象外とする。）

なお、1月以降の成績については、次年度の対象とする。

(2) その他、特に本会が認めるもの。

【その他】

生涯スポーツ優良団体、スポーツ功労者及び優秀指導者については、競技団体及び郡市体育・スポーツ協会と十分調整のうえ推薦すること。